

佐賀県パーキングパーミット制度

～本当に必要な人のために～



平成23年6月1日からパーキングパーミットの申請受付及び交付を小城市役所福祉課（三日月庁舎2階）で行います。

パーキングパーミット制度とは

本当に身障者用駐車場を必要とする人に県内に共通する利用証（パーキングパーミット）を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、佐賀県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、身障者用駐車場の適正利用を図る取組みです。

身障者用駐車場利用証と有効期間

- ①身体に障害のある方、高齢者及び難病等で歩行困難な方
..... 5年（更新）
- ②一時的に歩行が困難な方..... 1年未満に必要な期間
けがをされている方..... 車いす・杖などの使用期間
妊産婦の方..... 妊娠7か月～産後3か月



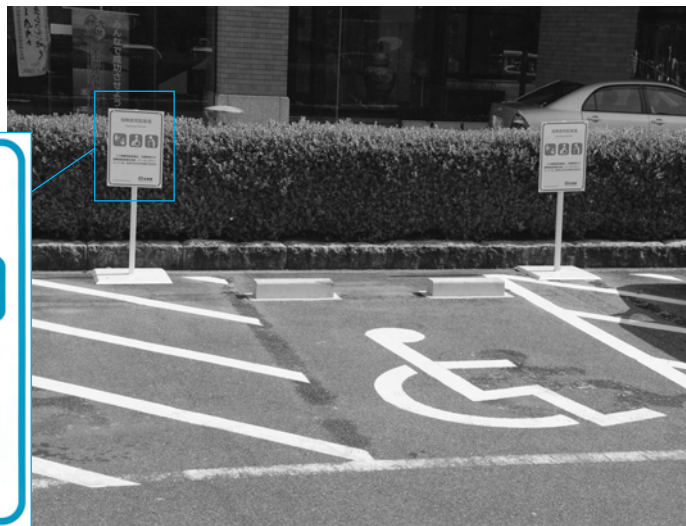
利用証は外からも見えやすいように、ルームミラーに掲げます

利用できる駐車場

ショッピングセンターやホテルなど、佐賀県と協定を結んだ施設の身障者用駐車場で利用できます。

利用できる駐車場には、右の看板が設置されています。

施設名は、申請窓口及び県のホームページ「さがユニバーサルデザインラボ」<http://www.saga-ud.jp>でお知らせしています。



利用できる方

- ① 身体に障害のある方で歩行が困難な方（駐車禁止除外指定車標章交付対象者に準ずる）
- ② 一時的に歩行が困難な方（けがや病気の方、妊産婦の方）
- ③ 高齢者で歩行が困難な方（要介護1以上の方）
- ④ 難病等により歩行が困難な方（難病患者の方、療育手帳の障害の程度「A」の方）

申請に必要な書類

- ・身体に障害のある方……身体障害者手帳の写し
- ・高齢者の方……身分証明書、介護保険被保険者証の写し
- ・けがや病気の方……身分証明書、診断書の写し
- ・妊産婦の方……身分証明書、母子手帳の写し
- ・難病患者の方……身分証明書、特定疾患医療受給者証の写し
- ・知的障害者の方……療育手帳の写し

【申請窓口（平成23年6月1日から受付開始）】

福祉課 地域福祉係（三日月庁舎2階）担当 中島・深町 ☎73—8825

受付時間 月曜～金曜日（祝祭日を除く） 8時30分～17時15分

平成23年5月までに発行された利用証の更新手続きについては、
佐賀県健康福祉本部地域福祉課 ユニバーサルデザイン担当へお問合せください。

☎25—7053 Eメール chiikifukushi@pref.saga.lg.jp

各保健福祉事務所でも取り扱っています。

- ・佐賀中部保健福祉事務所 ☎（0952）30—3600
- ・鳥栖保健福祉事務所 ☎（0942）83—2161
- ・唐津保健福祉事務所 ☎（0955）73—4184
- ・伊万里保健福祉事務所 ☎（0955）23—2101
- ・杵藤保健福祉事務所 ☎（0954）22—2103

